

5月1日から「発熱外来」実施 1人10万円の給付金、6月支給に

4月27日（月）、市議会「新型コロナウイルス感染症対策支援本部」（全議員で構成、本部長金子進議長）は、役員会（議長、副議長、各派代表、松本ひろかず議員所属）を開きました。

小児救急夜間診療所で「発熱外来」実施

執行部から、①小児救急夜間診療所における発熱外来の実施、②特別定額給付金（仮称、1人10万円）、③子育て世帯への臨時特別給付金（児童手当1人当たり1万円）について報告がありました。

市内医療体制の維持、市民の安心・安全を確保するため、小児救急夜間診療所（市役所第二別館1階）を利用して「発熱外来」実施します。PCR検査、行政検査、臨床検査を行い、原則無料で一日最大20人を予定しています。5月1日から診療を開始し、6月末までの予定ですが、状況により7月以降も延長します。診療時間は、平日の午後1時～4時ですが、人員配置の目途がつき次第午前中も実施します。

診療業務は、市医師会に委託し、医師2名、看護師2名、医療事務員3名で行います。対象は、市内医療機関の紹介患者で予約制です。陽性の場合は保健所に連絡し、症状に応じて治療が行われます。

松本議員は「市内にはホテルなどがない。今から軽症者を治療できる施設確保を検討すべき」と、提案しました。

郵送などで受付、銀行等の口座に振り込む

国民の声におされて、1人10万円の給付金が支給されます。申請は郵送かオンラインで、市は申請書を確認し、申請者の銀行口座に振り込みます。市民への申請書の発送は5月中で、給付は6月になります。DVなど場合は、8日までに市民参加推進課に連絡してください。

また、児童手当1万円支給については、申請の必要はなく、児童手当受給者の登録口座に6月中に振り込まれます。高校1年生までが対象です。

松本議員は「生活に困っている人が、すぐに現金が受け取れる支援」を求めました。